

様式 7

入札監視委員会定例会議議事概要

開催日及び場所	平成28年7月27日(水) 島根大学本部棟1階第一会議室	
委員	委員長 野田 素三子 (行政書士) 委員 伊木 隆司 (公認会計士・税理士) 委員 福島 薫 (弁護士)	
審議対象期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日	
抽出案件(合計)	6件	(備考)
工事(小計)	5件	<p>・今回の審議対象期間においては、再苦情の申立て及び同審議依頼はなし。</p> <p>・抽出案件の審議については、担当者から説明を行い、質問等への回答を行った。</p>
一般競争入札 (政府調達に関する協定対象工事)	1件	
一般競争入札 (上記工事を除く)	5件	
工事希望型競争入札	1件	
通常指名競争入札	1件	
随意契約	1件	
設計・コンサルティング業務(小計)	1件	
公募型プロポーザル方式	1件	
簡易公募型プロポーザル方式	1件	
簡易公募型プロポーザル方式(拡大)	1件	
標準型プロポーザル方式	1件	
一般競争入札	1件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

※ 委員からの意見・質問、それに対する回答等はできるだけ詳細に記入すること。

別 紙

質 問	回 答
<p>1. 国立大学法人島根大学において発注した建設工事について (施設企画課より説明) ・特になし</p> <p>2. 国立大学法人島根大学において発注した設計・コンサルティング業務について (施設企画課より説明) ・特になし</p> <p>3. 指名停止等の措置について (施設企画課より説明) ・特になし</p> <p>4. 審議対象工事及び設計・コンサルティング業務の抽出結果について (伊木委員より説明) ※工事場所、工事種別、予定価格、落札率、落札回数及び総合評価落札方式の適用等を勘案して抽出 ・特になし</p> <p>5. 建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議 (施設企画課より工事概要について説明)</p> <p><u>(1) 一般競争入札方式(最低価格落札方式)</u> 【(塩冶)テニスコート改修工事】</p> <p>・予定価格に対して、落札金額がかなり低い が、この差についてはどう考えているか。</p>	<p>・入札に伴い提出される入札内訳書を確認したところ、直接工事費については、落札業者のみが僅かに下回っていることから、本学の積算との違いは諸経費部分であると</p>

<p>・土木業者だと、どのような積算が行われるのか。</p> <p><u>(2) 一般競争入札方式（総合評価落札方式（簡易型））</u> 【(川津)第一食堂改修工事】</p> <p>・2回目の入札で1者が辞退しているがこの理由は把握しているか。</p> <p>・総合評価落札方式における評価項目として、安全管理に留意すべき事項が定められており、各業者の評価点が違っているが、どこがどう優れているか等、具体的な理由が分かるか。</p> <p>・1者においては、参加条件（同種工事の施工実績における数値的条件）を低くした結果新規参入できた業者か。（当該業者の施工実績内容が条件を若干上回る内容であったため。）</p> <p><u>(3) 一般競争入札方式（総合評価落札方式（簡易型）＋（施工体制確認型））</u> 【(医) 実習棟改修工事】</p> <p>・入札参加業者が1者だけであるが、この</p>	<p>思われる。本工事における本学の積算は、土木工事の積算基準を適用しており、落札者については、土木一式業者ではなく、スポーツ施設等の施工を専門とする業者であったため、諸経費の積算方法に違いがあったものと推測する。</p> <p>・土木工事の積算では、原則、自社職人による積算となり、諸経費率が他の工種に比べ高くなる傾向にある。</p> <p>・電子入札システムを採用しており、入札参加者は最低入札価格しか分からない。よって、この最低入札価格からこれ以上の入札はできないと判断したものと思われる。</p> <p>・提案された内容を基に、総合評価審査委員会で審議されたのであり、提案内容に差があったため、このような評価になったものである。</p> <p>・これまでも入札に参加している業者であり新規参入の業者ではない。</p> <p>・建築工事においては、技術者の減少等に</p>
---	---

<p>理由は把握しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同種工事の施工実績として建物用途が設定されているが、この工事において建物用途を設定する必要があるのか。 ・参加業者数の確保が難しいと思われる工事については、設定条件を緩めるのも方法の一つと考える。 ・施工体制確認型における評価点は、配点にかなりの差があるが理由はあるか。 ・施工体制確認型における評価は事前に行うものか。 ・当初入札の金額と予定価格の範囲内となった見積書の額との差額が大きいですが、ここまで金額を落とすことができたのか。 	<p>より、以前より入札参加業者が減少している。また、県内の公共工事等との工期が重なった可能性があり、結果的に1者のみの参加となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事規模が大きくなると、品質確保の観点からも、原則、建物用途等の条件設定を行っている。逆に工事規模が小さくなれば、そういった条件を外す場合もある。また、再度公告においては当初の条件を緩めて設定するようにしている。 ・承知した。 ・文部科学省の通知を準用して定めているが、施工体制確認型の導入が、ダンピング対策の強化等のためであり、極端な低入札業者（品質確保等が難しい業者）は落札することが困難となるように、配点に大きな差を設けている。 ・施工体制確認型における評価は、開札の後に行うものであり、予定価格の範囲内の業者に対し、入札価格に応じたヒアリング等に基づいて評価点が決まるものである。 ・数量公開している案件であり、積算の数量には違いがない。よって単価等における本学積算との差異を協議し、業者が納得したうえで、ここまで金額を落とすことができたものとする。
--	--

<p>(4) (一般競争入札方式(総合評価落札方式(簡易型) + (施工体制確認型))</p> <p>【(医) 実習棟改修機械設備工事】</p> <p>・第1回の入札で辞退した業者と、第2回目で辞退した業者があるが、この理由は分かるか。</p> <p>・総合評価の法令遵守(コンプライアンス)の項目で、1者がマイナスとなっているが、指名停止となっていた原因は把握しているか。</p> <p>・工期の設定が3月31日となっているが、これまでに完成検査を含めたすべてが終了する必要があるか。そうであれば、業者はそれ以前に工事を済ませる必要があるが、そのことは了解しているのか。</p>	<p>・2回目で辞退した業者については、最低入札価格を確認した結果の辞退だと思われるが、1回目で辞退した業者については、入札の時点において、他の工事との関係で、配置予定技術者の専任が不可能になった可能性が考えられる。</p> <p>・大規模な公共工事における談合によるものである。</p> <p>了解している。</p>
<p>(5) (一般競争入札方式(総合評価落札方式(実績評価型)) 再度公告</p> <p>【(医病) 外来・中央診療棟3階産科・婦人科改修工事】</p> <p>・同種工事の施工実績に建物用途の条件がないが、再度公告によるためのものか。</p> <p>・再度公告によるものであるが、当初の公告における工期はいつまでであったか。</p>	<p>・工事規模を考慮してのものである。</p> <p>・6月30日までであり、いずれにしても年度を跨ぐ工期であった。</p>

<p><u>(6) 簡易公募型プロポーザル(拡大)</u> 【(医病) 高度外傷センター新営設計業務】</p> <p>・技術提案書の提出を求める業者を選定し、その後その評価点に技術提案の評価点を加えて見積業者を選定しているが、その間は業者名は伏せて行うものなのか。</p> <p>・業者を選定し見積書の提出を求めた結果、第3回目で予定価格の範囲内となっているが、提案された内容と見積額が合わない場合等はないか。</p>	<p>・大手の設計業者等イメージでの評価となつてはいけないので、業者名は伏せて行なうこととなっている。</p> <p>・提案内容により評価を行い業者を選定するものであるが、提案内容を全て履行しなければいけないものではない。よって、見積額が下がることにより設計業務の品質が落ちるものではない。</p>
---	---